

平成28年度における内閣府の取組

子供の未来応援国民運動について
地域子供の未来応援交付金について
諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について
平成28年度調査研究の方向性について

平成28年7月14日

内閣府

子供の未来応援国民運動について

子供の未来応援国民運動

子供の貧困対策大綱 (抜粋)

(平成26年8月29日閣議決定)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による**ネットワークを構築**し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、**民間資金を活用した支援**など**官公民の連携・協働プロジェクト**を推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に**子供の貧困対策を国民運動として展開**する。

法律及び大綱に基づき、国民の力を結集して
全ての子供達が夢と希望をもって成長していける
社会の実現を目指し
子供の未来応援国民運動を始動

【具体的事業例】

民間資金による基金の創設

支援情報の一元的な集約・情報提供

支援活動と支援ニーズのマッチング事業

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

優れた応援事例の収集・情報提供・顕彰

子供の未来応援国民運動のこれまでの成果

民間資金による
基金の創設

個人・企業等から広く寄付を受付

寄付総額 約6億1779万円（6月26日現在）

6月27日～7月29日で支援先を公募中
8月以降、審査及び支援金の交付予定

支援情報の一元的な
集約・情報提供

支援情報ポータルサイトを整備

情報登録自治体1291市区町村（6月26日現在）

順次、民間団体の情報も登録予定
支援情報の「見える化」を目指す

支援活動と支援ニーズの
マッチング事業

マッチングサイトを整備

企業情報5件、民間団体情報33件（7月6日現在）

交流数7件

児童養護施設へノートが贈られる等の成果

国民への広報・啓発活動
地域における
交流・連携事業の展開

ポスターや雑誌広告などによる広報展開

Facebook等による広報（「いいね！」数約12000）

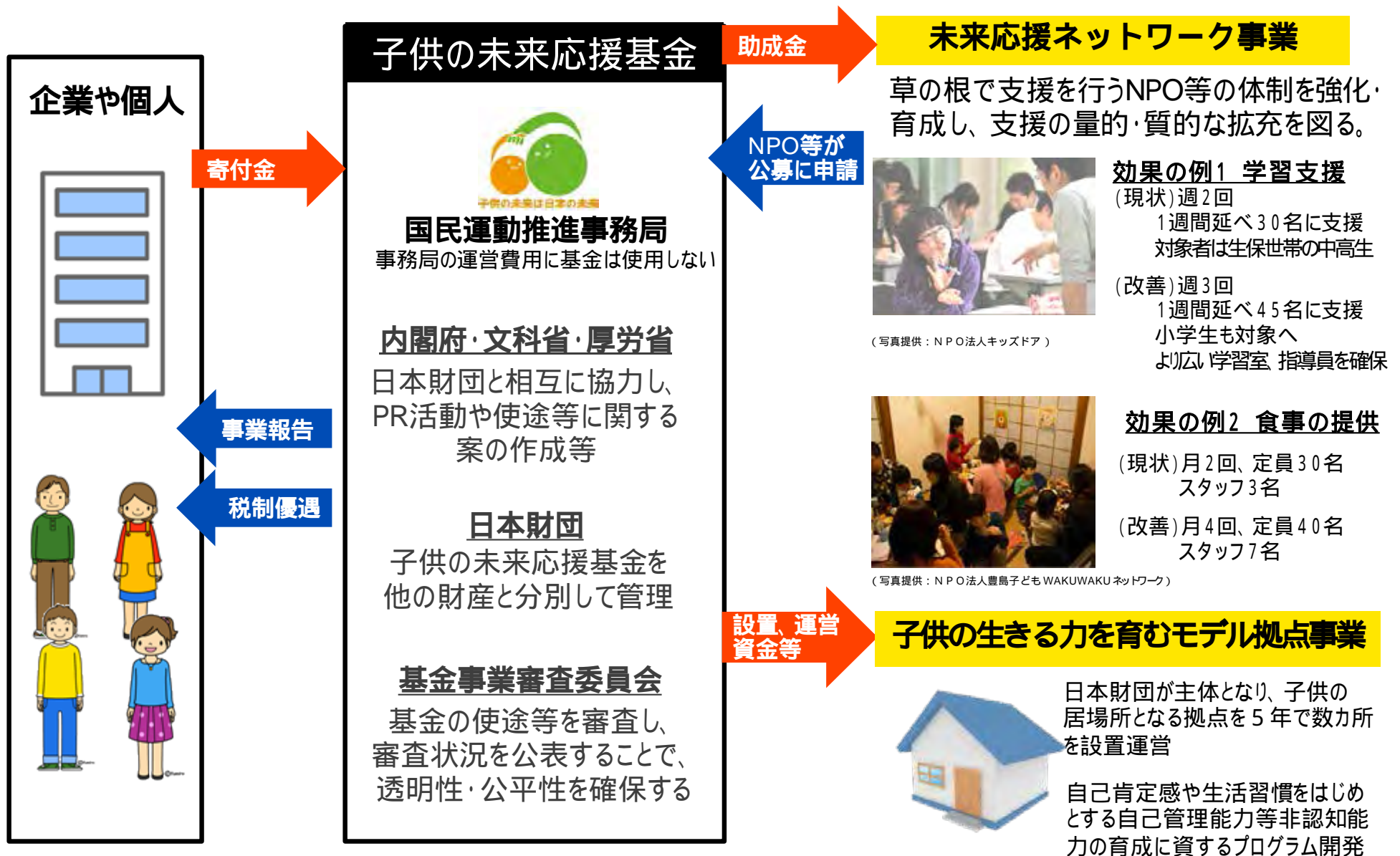
著名人による動画やメッセージを発信

3月に東京・大阪でフォーラムを開催

4月、5月に子供の未来応援国民大会を開催

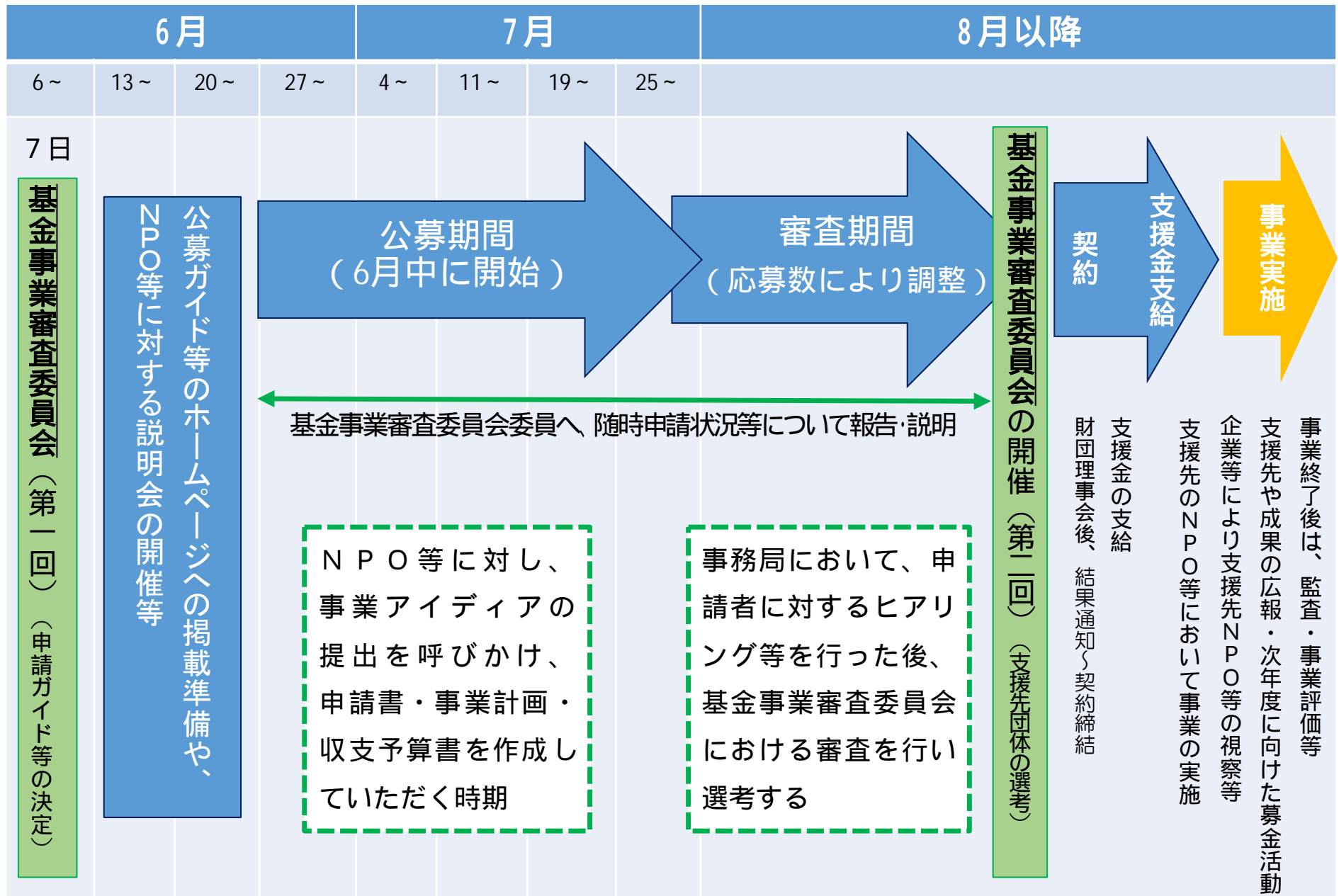
子供の未来応援基金

- 基金事業の全体像 -



子供の未来応援基金

- 公募及び審査等の流れ（想定） -



支援情報の検索

支援情報の検索
子供の貧困対策に対する支援情報を調べることが出来ます。
「支援の種類から検索する」もしくは「悩みごとから検索する」から、検索方法を選択してください。
さらに条件を絞り込む場合は、詳細検索の中から条件を指定して下さい。
「支援情報検索サイト」ご利用に当たっての留意点については[こちら](#)をご覧ください。

支援の種類から検索する

知りたい支援の種類をクリックしてください。

教育の支援 生活の支援 親の就労支援 その他

悩みごとから検索する

テーマを1つ選択し、さらに、プルダウンメニューの中から、最も当てはまる悩みごとを選び、検索ボタンをクリックしてください。

いま情報を探している「あなた」が、「こども」「わかもの」の場合

(テーマ) 勉強に関すること
学校の補習やるとき、わからないところ、教えて！

(テーマ) 仕事に関すること
仕事したいけれど、どうやって探せばいい？

(テーマ) 友達や趣味、居場所など
友達を作りたいとき、どこに行けばいい？

(テーマ) 家のこと
家で食べるご飯やお金が足りない！どうすればいい？

(テーマ) 病気になったり、ケガをしたとき
病気にかからないよう、自分で気をつけることって？

(テーマ) 児童養護施設にいるひと
1日検になって、施設を離れる前の準備って？

(テーマ) ほが、困ったことや悩みがあるとき
困ったことや悩み、誰にも相談できないとき、どうすればいい？

いま情報を探している「あなた」が、「おや」「おとな」の場合

(テーマ) 妊娠・出産、幼児の子育て中の悩み
お腹に赤ちゃんができたけど、お金がない、どうすればいい？

(テーマ) 子供が小・中学生の方の悩み
今度、子供が小学校(中学校)に通うのですが、文房具や制服を買うお金がない、どうすればいい？

目的

支援を必要とする方に、必要な支援（情報）を届ける

- 〇 国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約し、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備
- 〇 当事者自身はパソコン等を有していない可能性もあり、主にその支援者が、当事者から相談を受けながら、必要な支援をコーディネートするための利用を想定
- 〇 当事者へ配慮し、「進学したいけどお金がない」、「お腹が空いたけど食べ物をかうお金がない」等、当事者が有する具体的な悩みごとからも支援情報が検索可能
- 〇 「ひとり親家庭の相談窓口」を登録することにより、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行い、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる

機能

- 〇 中央省庁、都道府県及び1,291市区町村の施策を掲載（28年6月26日現在）
- 〇 支援の種類、悩みごとの種類（計60を設定）、フリーワード、施策の実施主体から検索が可能



目的

企業等による支援と、NPO等の支援ニーズをつなぐ

草の根で活動する支援団体の多くが、運営基盤がぜい弱であること等に鑑み、民間同士で連携し、助け合えるきっかけをつくるため、双方向で情報を提供、収集できるマッチングサイトを開設

機能

- NPO等団体と企業は、マッチングサイトに登録の上、それぞれ支援要請内容、支援提供内容を登録。なお、登録時には利用規約及び留意事項への同意が必要
- 支援の要請内容、支援の提供内容、評価の高いユーザー（団体、企業）をそれぞれランキング形式にて表示
- メール機能やソーシャルメディアとの連携など、より効率的にマッチングできる機能を整備

子供の未来応援国民運動の広報啓発活動について

1 ポスター、オウンドメディアなどによる情報発信

ポスターの作成：ディック・ブルーナさんのシンプルで力強いイラストを起用

- ・合計約8万部を全国に展開
(自治体、保育園、幼稚園、認定こども園、大学、東京メトロ他、鉄道事業者の一部)



国民運動公式サイトを通じた情報発信

- ・国や自治体の支援情報を地域別、種類別に検索できるポータルサイト
- ・企業の支援とNPOのニーズをつなげるマッチングサイト
- ・子供の未来応援基金の情報
- ・著名人による応援動画メッセージ など

朝日新聞のLINEニュースでポスターがトップ画像に。



SNS (Facebookページ及びYouTube)を通じた情報発信

- ・NPO等の支援活動や協力企業の取組を紹介



その他、広報啓発物の作成

2 企業等とのタイアップ

NTTドコモ：ポイントプログラム「dポイント」による寄付

- ・平成28年1月に、ポイントプログラム「dポイントクラブ」の利用メニューに、基金への寄付メニューを創設。



イトーヨーカドー：全店舗の会計レジで募金活動を展開

- ・平成28年3月1日～4月14日まで、イトーヨーカドー全185店舗の会計レジ約6000台で募金活動を実施。
- ・平成28年2月26日に亀井淳伊トヨーカ堂代表取締役社長、加藤大臣によるキックオフセレモニーを開催。



日清食品グループ：従業員参加型のCSR活動を通じた寄付

- ・従業員参加型のチャリティーウォーク企画を通じて、基金に寄付。



タマホーム：全店舗での募金活動

- ・全国の237店舗において、通年で募金箱とポスターを設置。



クオカード/ボブラ社：寄付付きQUOカードの発売

- ・かいつつゾロリデザインの寄付付きQUOカードを発売予定。



その他、ANAによる機内誌への記事掲載など。

3 政府広報を通じた広報啓発活動

政府広報オンラインにて配信

・徳光・木佐の知りたい日本
(インターネットテレビ)
平成27年11月26日～配信
「子供の貧困対策～子供たちに夢を
笑顔を 子供の貧困をなくそう！」

・電が関からお知らせします
(テレビ BS-TBS)
平成27年10月3日～配信
「子供の貧困対策」

・なるほどニッポン！情報局
(ラジオ ニッポン放送)
平成27年8月22日～配信
「子供の貧困対策」

・Yahoo!JAPANテキスト広告

4 シンポジウム等の開催

「子供の貧困対策フォーラム」の開催

- ・平成28年3月12日：東京(内閣府講堂)
基調講演：湯澤直美 立教大学コミュニティ福祉学部教授
- ・平成28年3月26日：大阪(大阪府立労働センター エル・おおさか)
基調講演：山野則子 大阪府立大学地域保健学域教授



「子供の未来応援国民大会」の開催

- ・全国に支部を持つ団体や自治体関係者等が参加。
- ・平成28年4月27日：東京(灘尾ホール)
- ・平成28年6月9日：大阪(武藤記念ホール)



その他、広報啓発活動

- ・「平成28年 桜を見る会」(平成28年4月9日)
- ・迎賓館一般公開に併せた広報活動(平成28年4・5月)



5 著名人による協力

谷村 新司さん(歌手・アーティスト)

- ・谷村新司さんがメインパーソナリティを務める音楽番組「地球劇場」におけるゲストアーティストとのコラボレーション楽曲を収録したCD及び映像作品「DREAM SONGS」の売上の一部を国民運動を通じて寄与。



高橋 ユウさん(モデル・女優)

- ・「子供の未来応援動画～支援活動紹介編～」へのナレーション
- ・支援現場「IKEBUKURO TABLE」(子ども食堂)の訪問



その他、各界の著名人、有識者からの応援メッセージ

- ・秋山 翔吾 選手(西武ライオンズ)
- ・大村 智 教授(北里大学北里生命科学研究所特別荣誉教授) など

地域子供の未来応援交付金について

子供の未来応援地域ネットワーク支援事業（地域子供の未来応援交付金）

【27年度補正：24億円】

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設し、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を実施する。

本事業は地域の実情を踏まえつつ、自治体の体制整備を段取り良く進めていく必要があることから、複数年にわたって計画的に実施するものである。

事業の具体的内容

（1）実態調査・分析、支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定

各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握、「3つのつなぎ」を実現する人材・機関（コーディネーター）の配置・設置を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。

補助率3/4

（2）コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備

（1）の整備計画を実現していくため、関係者間の協力関係の構築に向け、上記「3つのつなぎ」を実現することができる人材・機関（コーディネーター）の位置付けを含む具体的な体制整備を行う。

補助率1/2

（3）地方自治体独自の先行的なモデル事業

（1）の整備計画の策定及び（2）の体制整備を行った地方自治体が、国民運動の展開に合わせ、民間資金による「子供の未来応援基金」とも適宜連携し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。

補助率1/2

地域子供の未来応援交付金スケジュール(案)

交付決定	日程	
第1回目 (17自治体に対し、8千5百万円交付) 27年度補正予算計上(12月議会)した地方自治体 (福島県、新潟県、京都府、岡山県、柏市(千葉県)、町田市(東京都)、 寝屋川市(大阪府)、平群町(奈良県)など)	2月5日(金)	交付申請受付開始
	2月23日(火)	交付申請締切
	3月28日(月)	交付決定
第2回目 (37自治体に対し、9千万円交付) 28年度当初(2月議会)及び28年度補正(6月議会)予算計上した自治体 (北海道、高知県、滋賀県、秋田市(秋田県)、福島市(福島県)、 足立区(東京都)、西宮市(兵庫県)、武雄市(佐賀県)など)	4月18日(月)	交付申請受付開始
	5月13日(金)	交付申請締切
	7月1日(金)	交付決定
第3回目 28年度補正予算計上(6月議会(一部))する地方自治体	7月1日(金)	交付申請受付開始
	7月21日(金)	交付申請締切
	8月	交付決定
第4回目 28年度補正予算計上(9月議会)する地方自治体	8月	交付申請受付開始
	9月	交付申請締切
	10月	交付決定

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の主な事業内容

(1) 実態調査・分析、支援ニーズに応える資源量把握及び支援体制の整備計画策定

(第1回交付)

・ 要保護、準要保護家庭及びひとり親家庭の児童生徒を対象とした全国学力・学習状況調査の正答数と生活状況などの相関関係を把握

要保護(ア)家庭、準要保護(イ)家庭及びひとり親家庭の小学校6年生児童(約450人)及び中学校3年生生徒(約800人)を抽出して、生活状況(生活習慣(朝食の摂取の有無や規則正しい就寝・起床)、子供の意識(自己肯定感、将来の夢や目標の有無)、家庭における学習時間等(TV等の視聴時間、携帯・インターネットに費やす時間、家庭での学習時間、宿題を家でするか)、家の人とのかかわり(学校での出来事について話をするか、家の人が学校行事に来るか、地域の行事に参加するか))と全国学力・学習状況調査の正答数との相関関係を把握し(福祉関係の学識経験者に分析を依頼する予定)、困難な状況に置かれている児童生徒への具体的な改善に向けた計画を策定する。(京都府)

(ア)生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(イ)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合(地方税法第323条に基づく市町村民税の減免等)

(第2回交付)

・ ひとり親家庭の世帯主を対象としたアンケート調査・インタビューの実施、生活上の困難が子供の養育・育成に及ぼす影響を把握

児童育成手当受給者(*)に収入内訳(養育費を含む)、就労状況、ひとり親になった時の状況、子供の状況、抱える悩み、ひとり親家庭支援制度の認知・利用状況、相談相手の有無等を尋ねるアンケート調査を実施し、生活上の困難が子供の養育・育成に及ぼす影響を把握する。併せて、インタビューも実施し、区が独自策定している子供の貧困対策計画の改善に活用する。(足立区)

(*)東京都の事業

・ 計画策定の協議会に商工観光関係部局、民生・児童委員、NPO、社会福祉法人等が参画

計画策定のための「子ども・若者地域協議会」(アンケート調査項目検討、計画の検討、計画決定のため、3回開催)に、福祉・教育部局のみならず、商工観光関係部局、社協、民生・児童委員、保護司、NPO、町内社会福祉法人等が参画することにより、支援の現場の声をより活かした計画を策定。(秋田県三種町)

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の主な事業内容

(2) コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備

(第1回交付)

・ 福祉・教育・就労部局からなる「青少年自立支援連絡会」を設置。コーディネーターとして心理カウンセラー等を採用し、新設する子供達の居場所に配置。子供達の抱える問題を連絡会で共有・解決。

福祉、教育、就労部局の連携と中学校等との情報共有を図るため、こどもを守る課（こども相談担当、ひとり親・手当担当）、保護課、障害福祉課、家庭児童相談室、保健所、教育委員会及び就労部局からなる「青少年自立支援連絡会」を設置するとともに、市立こどもセンター内に新設する子供達の居場所スペースにコーディネーターとして心理カウンセラー等を「青少年支援員」として採用・配置し、「青少年支援員」が、個々の子供たちや家庭が抱える問題を把握し、「青少年自立支援連絡会」において問題の共有、分析、解決を図る。（寝屋川市）

(第2回交付)

・ コーディネーターとして青少年健全育成に精通したNPOに委託。行政機関、学校等と連携し、家庭訪問などのアウトリーチ支援等の実施。地域へ活動への参画を働きかけ。

高校生の進路意欲を高める居場所づくりや被災地の小中学生の学習支援・心のケアに実績があり、教育やNGO関連の経験を有する若い職員で組織される青少年健全育成に精通したNPOへ委託し、行政の関係部局、学校、スクールソーシャルワーカーと定期的な連絡会議を行い、貧困問題を抱える子供達の情報を共有する。当該NPOの職員がコーディネーターとして、新たに整備する子供達の居場所への誘導、子供の状況に応じた家庭訪問などのアウトリーチ支援を行う。また、草の根で支援を行う個人・団体・企業に対し、新たに整備する子供達の居場所で活動や支援をするよう働きかけるとともに、子供食堂などの食を支援する団体に対し、食材を提供するよう、地域の商店、フードバンクなどに働きかける。（足立区）

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の主な事業内容

(3) 地方自治体独自の先行的なモデル事業

(第1回交付)

・ 支援を必要とする子供達の居場所、学習スペースを整備。心理カウンセラー等のコーディネーター(青少年支援員)を配置。

支援を必要とする子供たちが安全・安心に過ごせる居場所、学習スペースを市立こどもセンター内に整備する。居場所に集う子供たちや家庭が抱える問題を青少年支援員(体制整備により採用した心理カウンセラー等)が把握する。青少年支援員は、必要に応じて「青少年自立支援連絡会」において調整の上、支援方策を策定し、学校、福祉部局、ハローワークにつなぐ。(寝屋川市)

(第2回交付)

・ 支援を必要とする子供達の居場所を設け、学習支援、体験学習、食事の提供等を実施。青少年健全育成に精通したNPO職員をコーディネーターとして配置。

区内の駅前において民間施設を借り受け、支援を必要とする子供達の居場所となる拠点を設け、学生ボランティア等を活用した学習支援、体験学習や食事の提供を行うとともに、事業の委託を受ける青少年健全育成に精通したNPOの職員がコーディネーターとして、子供たちの参加状況を踏まえ、必要に応じて面談や家庭訪問を実施するとともに、定期的に行政の関係部局、学校、スクールソーシャルワーカーと連絡会議を行い情報を共有するとともに、個々の子供の希望進路の実現に向け、支援を行う。(足立区)

諸外国における子供の貧困対策に関する 調査研究について

諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について

1. 調査研究の内容

- 大綱において、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究を継続的に実施するとともに、子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討することとされている。
- 平成27年度は、諸外国における、子供の貧困の実態や施策の実施状況等を把握するための指標や貧困にある子供とその家族に対する施策の実施状況等を把握するため、イギリス、アメリカ、スウェーデン、フランス、ドイツにおいて情報収集を実施。

2. 子供の貧困への取組

- 子供の貧困に特化した法律があるのは調査対象国の中ではイギリスのみ（子供の貧困法）であった。
- イギリスにおいては、子供の貧困対策として、給食費免除の要件を満たす子供が在学する学校に対する補助金や、貧困地区へのチルドレンズセンター（NPO等と連携し、学齢期前の子供のアクティビティや親に対する相談などのプログラムを実施。）の設置などの取組みが見られる。
- スウェーデンにおいては、ひとり親世帯等の子供がもう一人の親から適切な養育補助金が支払われない場合は、18歳になるまで、国から養育補助金を受給できる。また、16歳から20歳までの学生の生活支援を目的とした就学援助を受給できる。
- アメリカ、フランス、ドイツにおいては、子供の貧困は世帯の貧困として捉えられ、貧困世帯に対する対策を講じている。例えば、フランスでは、低所得世帯のための多子手当やひとり親世帯等で20歳未満の子供がいる場合は手当が支給される。

諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について

3. 子供の貧困の実態や対策の実施状況を把握するための指標

調査対象国においては、子供の貧困率のほか、失業世帯に暮らす子供の割合や不利な条件にある子供の中等教育終了時の教育到達度（イギリス）、早期中途退学率（フランス）など様々な指標を用いているほか、EUにおいて調査を行っている物質的はく奪指標（その国で典型的に保持・享受するものとされている財・サービスの欠如を示す指標）を用いている。

(1) 子供の貧困率

アメリカ*を除く調査対象国では、毎年実施される家計調査等から得られる世帯可処分所得を調整した等価可処分所得の中央値の60%を相対的貧困線として子供の貧困率**を算出している。

* アメリカでは相対的貧困率を算出せず、世帯の食費を基に算出される貧困しきい値を世帯の絶対総所得が下回る場合、子供を含む当該世帯の構成員全員が貧困下にあるとする。

** スウェーデン(5～6年に一度)を除き、毎年算出。

子供の貧困率の削減を数値目標として設定している国はない。

(参考1)

イギリスは、2010年の法制定時は、子供の貧困率等に依拠した数値目標を法定していたが、貧困率に焦点を当てるだけでは必ずしも有効な施策へと導かれず、世帯を貧困ラインから上に押し上げるよりも、機会の拡大によって子供と家族とが貧困の連鎖から抜け出し、ライフチャンスをつかむことが重要であるとの見方が強まり、今春、数値目標は法律から削除された。ただし、改正された法において、子供の貧困率等は引き続き公表することとされている。

(参考2)

子供の貧困に特化したものではないが、EUは、2010年に策定した10か年の経済成長戦略「欧州2020」において、以下の「貧困の3指標」のいずれかに該当する者を「貧困・社会的排除の危険にさらされている」状態にあるとし、その人数を2020年までに25%削減する目標を設定。

可処分所得が低い：等価可処分所得の中央値の60%以下
物質的はく奪にある：「洗濯機」「自家用車」「テレビ」等9項目のうち4項目以上がまかなえない
就業率が低い：1世帯年間平均20%（2.4カ月）以下しか就業していない

(2) 子供の貧困率以外の指標

イギリス

- ・ 失業世帯に暮らす子供の割合、不利な条件にある子供の中等教育終了時の教育到達度
- ・ 社会階級ごとの出生時低体重の割合、中等教育終了時での給食費免除を受けている子供とその他の子供の学習到達度及び高等教育への進学率の差、10代の妊娠率など
- ・ 4年間のうち3年間、所得中央値の60%を下回った、継続的な貧困にある子供の割合（低所得動態調査）
- ・ 低所得世帯の子供に関する地域指標（失業給付を受けている又は所得中央値の60%未満の所得を申告し、税額控除を受けている家族と暮らす子供の割合を測定）

フランス（ただし、子供の貧困に特化した指標ではない）

- ・ 相対的貧困率、貧困ギャップ率、労働力人口に占める公的扶助の受給者の推移、3年以上生活保護手当を受給している者の割合、早期中途退学者率、経済的理由のために治療を断念する割合、1年以内に社会住宅の供給を受けられなかった者の割合など

ドイツ（ただし、子供の貧困に特化した指標ではない）

- ・ 相対的貧困率、債務超過となっている世帯数、所得クラス別の健康状態、高校等卒業資格を持たない者の割合、6か月就労しているにもかかわらず相対的貧困線以下の者の割合、長期失業者の割合、長期失業保険・生活保護等を受けている人の割合など

など

諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について

(3) 物質的はく奪指標

内容

その国で典型的に保持・享受するものとされる財・サービスの欠如について社会調査を実施し、作成する指標。EUにおいては、「子供の貧困」に特化したものではないが、2004年から「EU-SILC（所得と生活水準統計）」として加盟国での調査を開始し、2005年から加盟25か国で毎年調査が実施されている。4項目以上当てはまる場合を「著しい物質的はく奪」の状態があるとしている。

【調査項目（EU「所得と生活水準統計」）】

- ・家賃、家のローン返済、電気・ガス・水道等の料金を期限内に支払っているか
- ・定期的に肉かタンパク質の食事を摂取しているか
- ・住居を適切に暖かくできるか
- ・年に1度自宅以外で1週間の休暇をとれるか
- ・予期せぬ支出に対応できるか
- ・テレビ、洗濯機、乗用車、電話があるか

調査対象国における物質的はく奪指標

- ・ **スウェーデン**、**ドイツ**においては、EUの「所得と生活水準統計」に依拠した項目を調査している。**フランス**においては、EUの統計に依拠した項目に加え、独自の項目も調査している。**イギリス**、**アメリカ**においては、EUの統計に関わらず、独自の項目を調査している。
- ・ **フランス**においては、「子供の貧困」に特化したものではないが、貧困指標を設定し、そのうち8項目以上の欠如が認められる世帯の割合を指標として算出。

【調査項目（フランス）】

家計の厳しさ

- ・返済に充てる額の割合が所得の1/3を超過
- ・過去1年間に全貯蓄を消費の赤字補てんに使った
- ・月に一度金融機関の借越し
- ・儉約に頼る
- ・日常的な出費に足りる収入がない
- ・生活水準が金銭的に困難である、借金をするしかない状況と感ぜられる
- ・自由に使える預貯金がない

過去12か月における支払いの遅延

- ・電気・ガス・水道・電話などの請求書
- ・税金（所得税、地方税）の支払い
- ・主たる住居の家賃

諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について

【調査項目（フランス、続き）】

消費の制約（以下の項目を許さない経済状況）

- ・住宅を快適な室温に保つ
- ・年に1度、1週間の自宅以外での休暇に要する費用を支払う
- ・使用できなくなった家具を買い替える
- ・新しい衣類の購入
- ・1日おきに肉類を摂取
- ・月に1度、飲食を共にするために家族親戚や友人を招く
- ・年に1度、家族親戚や友人に贈り物をする
- ・状態の良い靴を2足以上所持
- ・金銭的な理由で過去2週間のうち満足な食事がとれなかった日がある

住居の問題（*は経済的事情を考量しない）

- ・居住者が過密である
- ・住居内に浴槽又はシャワーがない
- ・住居内に水洗トイレがない
- ・給湯設備がない
- ・暖房設備がない
- * 狭すぎる、あるいは部屋数が不足している
- * 暖房を使用するのが困難あるいは費用がかかりすぎる
- * 湿気が多い、カビが生える、部屋に穴が開いている
- * 道路、工場、隣人など騒音の問題がある

- ・ **イギリス**においては、調査時点において社会で典型的に保持・享受しているとされる財・サービスの有無を調査し、ウェイト調整を行い、指標として算出。子供に関する指標がある。

【調査項目（イギリス）】

子供について

- ・近くに安全に遊べる屋外空間又は施設がある
- ・10歳以上の異性の子供全員が、自分の寝室を持てる部屋数がある
- ・誕生日、クリスマスその他の宗教行事など特別な機会を祝う
- ・スポーツ用具や自転車等の娯楽用品がある
- ・少なくとも年に1週間、家を離れて家族で休暇をとる
- ・趣味又は余暇活動
- ・2週間に1回、お茶を飲む友人がいる
- ・修学旅行に行く
- ・乳幼児保育施設に入所している、または、乳幼児の子育てサークルなどに少なくとも週に1度参加する
- ・毎週、学校外の組織的な活動に参加する
- ・毎日子供に生の野菜や果物が与えられている

諸外国における子供の貧困対策に関する調査研究について

【調査項目（イギリス、続き）】

大人について

- ・家に適当な装飾を施すためのお金がある
- ・少なくとも年に1週間、親戚の家に宿泊する以外で、家を離れた休暇をとる
- ・家財保険をかけている
- ・不慮の場合や退職に備えて月に10ポンド以上を定期的に貯蓄
- ・傷んだ家具を取り替える
- ・冷蔵庫や洗濯機など主要な電化製品を修理、取り替える
- ・自分のために毎週使える少額のお金がある
- ・冬に住居を暖かくできる
- ・請求書や定期的な負債の支払いができる

- ・ **アメリカ**においては、「子供の貧困」に特化したものではないが、世帯のデータを収集している。

【調査項目（アメリカ）】

- ・寝室の数
- ・暖房設備の有無
- ・インターネット・アクセスの有無
- ・水道の有無
- ・稼働中のトイレ、ストーブ、冷蔵庫の有無

平成28年度調査研究の方向性について

平成28年度調査研究の方向性について

1. 調査研究の背景

- 子供の貧困対策に関する大綱においては、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困に関する25の指標を設定し、指標の改善に向け、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組むこととしている。
- 大綱においては、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討することとされている。
- 平成27年度海外調査（イギリス、アメリカ、スウェーデン、フランス、ドイツ）においては、子供の貧困率のほか、失業世帯に暮らす子供の割合や不利な条件にある子供の中等教育終了時の教育到達度、早期中途退学率など様々な指標を用いているほか、EUにおいて調査を行っている物質的はく奪指標（その国で典型的に保持・享受するものとされている財・サービスの欠如を表す指標）を用いていることが判明した。なお、子供の貧困率の削減を数値目標として設定している国はなかった。
- 前通常国会において、総理からは、28年度中に新たな指標の開発に向けて一定の方向性を見出していきたい旨の答弁があったところ。

平成28年度調査研究の方向性について

2. 今年度調査研究の方向性について

- 子供の貧困の実態、関係施策の実施状況その他支援の状況、対策の効果等を数量的に示しうる国内調査（いわゆる公的統計のほか、行政機関等の（公開）情報、民間団体等による調査を含む）を収集し、子供の貧困対策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に用いる場合の課題も含め、分析を行う。
- その際、以下の点に留意する。
 1. 「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」及び「経済的支援」など必要な支援の各領域について適切に把握する観点から、国内調査の収集・分析を行うこと。その際、当該調査の信頼性、客観性、周期性の有無及び調査対象の範囲（全国を対象とするものであるか等）についての評価を行う。
 2. 物質的はく奪指標については、国における関連施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価のために意義のあるものであるか、物質的はく奪指標を作成するのに有効な国内調査等の把握、作成し得るとしても、定期的な調査実施等の必要性を勘案して、費用対効果の面からどう評価するか、という観点から検討を行う。
 3. 子供の貧困対策に関する国内外の調査研究の成果等を活用する。

調査研究は委託により実施